

第 7 回審査基準専門委員会以降の審査基準の改訂について

平成 23 年 6 月 16 日に行われた第 7 回審査基準専門委員会以降に、下記のとおり審査基準の改訂を行いましたので、ご報告します。

1. 「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準の改訂

第 7 回会合でご審議いただいた方針に沿って審査基準の改訂を行いました（[参考資料 1](#)を参照）。

○改訂までの経緯

- ・審査基準改訂案に関する意見募集 平成 23 年 6 月 22 日～7 月 21 日
（寄せられたご意見の総数：14 件（団体 8 件、個人 6 件））
- ・平成 23 年 9 月 28 日公表、同年 10 月 1 日適用開始

2. 「特許権の存続期間の延長」の審査基準の改訂

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許権の存続期間の延長制度検討ワーキング・グループ（座長：長岡貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授）第 6 回会合（平成 23 年 8 月 19 日）及び第 7 回会合（平成 23 年 10 月 24 日）で審議された方針に沿って改訂しました（[参考資料 2](#)を参照）。改訂審査基準は、平成 23 年 12 月 28 日に公表し、同日適用を開始しました。

3. 平成 23 年特許法等の改正に対応するための訂正

特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）及び当該法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 23 年経済産業省令第 72 号）の施行等に伴い、形式的な改訂を行いました（実質的な審査の考え方を変更するものではありません。）。改訂審査基準は、平成 24 年 3 月 28 日に公表し、同年 4 月 1 日に適用を開始しました。